

○事件・事故等発生時における隣接警察署間の相互支援要領

〔平成24年3月22日
通達（通企）第91号〕

第1 目的

この要領は、警察事象が多様化する中、所轄警察署の警ら用無線自動車（以下「パトカー」という。）のみの対応では初動措置が困難と認められる事案が増加していることに鑑み、より柔軟に隣接警察署間におけるパトカーの相互支援を行い、適切な初動措置対応がとられるようにすることを目的とする。

第2 対象事案

山梨県警察緊急配備等に関する訓令（平成3年山梨県警察本部訓令第18号）第3条に規定する緊急配備対象事件及び山梨県警察突発重大事案初動措置要領（平成23年4月1日付け、通達（備二実）第32号）第2に定める突発重大事案に該当しないが、事件・事故等の発生当初において、自署のパトカーの臨場のみの対応では初動措置が困難と認められるとき、自署のパトカーが他の事案処理等で直ちに臨場できないときなどの自署員を招集していたのでは即応できない場合で、隣接警察署のパトカーの緊急支援により早期初動措置が必要と認められる次の事案とする。

- (1) 凶器を所持し、警察官に対する反抗が予想される事案
- (2) 多数人による抗争事案等で自署のパトカー要員のみでは制止が困難と認められる事案
- (3) 暴力団員等が介入した事案で速やかな臨場を要し、多数の要員が必要と認められる事案
- (4) 重要事件（殺人、強盗、放火、強姦等）が発生し、初動措置のため速やかに多数の臨場を要する事案
- (5) 自署のパトカーが臨場後、野次馬等による不穏な動向が認められる事案
- (6) ひき逃げ事故又は人身事故のうち自署員が直ちに臨場することが困難と認められる事案
- (7) その他事案の内容等から判断して、緊急に隣接警察署のパトカーの支援を必要と生活安全部通信指令課長が認めた事案

第3 支援の内容

支援活動は、現場保存、各種規制線の設定及びその実施、負傷者の救護、被害の拡大防止、野次馬等による混乱の防止、目撃者等関係者の確保等短時間の初動措置とする。

第4 実施要領

- 1 第2（1）から（6）までに該当する事案の発生を認めた警察署長は、直ちに生活安全部通信指令課（以下「通信指令課」という。）にパトカーの緊急支援の要請をするものとする。
- 2 パトカーの緊急支援要請を受けた通信指令課においては、原則として発生地の隣接警察署に対してパトカーの臨場を指令するものとし、事案によっては刑事部捜査第一課機動捜査隊等本部執行隊に対しても臨場を指令するものとする。この場合において、通信指令課は、緊急支援のため出動を指令した所属等を、要請した警察署長に通報するものとする。
- 3 緊急支援のため臨場の指令を受けた各所属においては、パトロール中又は休憩中のいかんにかかわらず、速やかにパトカーを所定の現場に出動させるものとする。ただし、パトカーが事案処理中等で即応できない場合は、交通パトカー、ミニパトカーを出動させるなど適切に対応するものとする。
- 4 緊急支援を要請した警察署長は、事後の的確な事案処理のため、速やかに署員を招集して現場臨場させるものとする。
- 5 緊急支援の指令を受け臨場したパトカー要員（以下「支援パトカー要員」という。）は、現場における必要な初動措置を確実に行うとともに、事案の概要を通信指令課に報告し、所轄警察署員の臨場を待って、確実に引継ぎをするものとする。

第5 留意事項

- 1 支援パトカー要員は、所轄警察署への支援活動中は所轄警察署長の指揮下で活動するものとする。
- 2 支援パトカー要員は、装備資器材の効果的な活用により受傷事故防止に十分留意すること。
- 3 警察署長は、隣接警察署間の相互支援の必要性、重要性等を十分認識し、これが効果的に運用されるよう配意すること。
- 4 通信指令官は、事案発生地、警ら中のパトカーの現在地等を勘案し、最も効果的な隣接警察署等に支援を指令すること。

第6 実施年月日

この要領は、平成24年3月22日から実施する。